

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の更なる質保証については、生徒の学びを保障する観点から解決すべき課題が多く、通信制課程における高等学校教育のこれからの在り方等について検討を行う必要があることから、**「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議を設置**

検討事項

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方について

- (1) 通信制課程の教育方法や学習支援体制の在り方
- (2) 設置認可基準・所轄庁の在り方
- (3) その他

委員

【氏名】	【職名】	五十音順
・青木 栄一	東北大学教授	
・吾妻 俊治	東海大学付属望星高等学校長	
・荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長	
・岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事	
・大河原 遼平	TMI総合法律事務所弁護士	
・篠原 朋子	NHK学園高等学校長	
・時乗 洋昭	山手学院中学校・高等学校長	
・原口 瑞	神奈川県立横浜修悠館高等学校長	
・日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授	
・光富 祥	太平洋学園高等学校長	
・村松 洋子	島根県立宍道高等学校長	
・森田 裕介	早稲田大学人間科学学術院教授	

(計12名)

検討の背景

- 現在の通信制課程の教育制度は、勤労青少年を前提として、自宅等において「自学自習」に取り組むことを原則とした特例的な教育方法（添削指導、面接指導、試験、多様なメディアを利用した教育）を採用
- 一方、広域通信制高等学校の生徒の実態として、その3分の2は不登校経験のある16～18歳の未就業者が主。これらの生徒は、在籍する高等学校の本校所在地から遠距離にある都市部等に在住している場合が多く、「自学自習」の学習習慣を身に付けることが困難な傾向が強く、本制度が従来想定していた学ぶ意欲を強く持ちながらも就業のためにその機会が得られないといった生徒像とは大きく異なる
- 近年、広域通信制高等学校の設置数が急激に増加しているが、一部の学校では多様な生徒の実態に対応した学校教育としての質保証が十分ではなく、不適切な学校運営や不十分な教育活動等の実態が見られるとともに、広域通信制高等学校が設置するいわゆる「サテライト施設」が所轄庁の自治体の圏域を超えて全国各地に多数設置されており、その設置認可等の在り方も大きな課題

(参考) 高等学校通信制課程の概要 (通信教育の方法)

- **高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして**戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして、勤労青年のみならず、スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例 (※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5)

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる (生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる)。

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

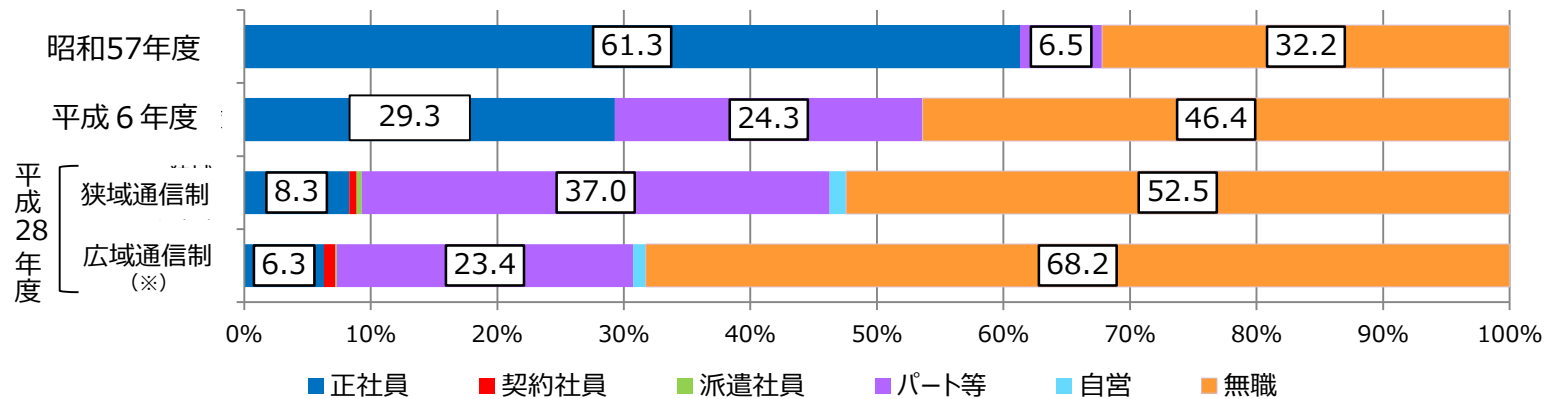
(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

(参考) 通信制高校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化

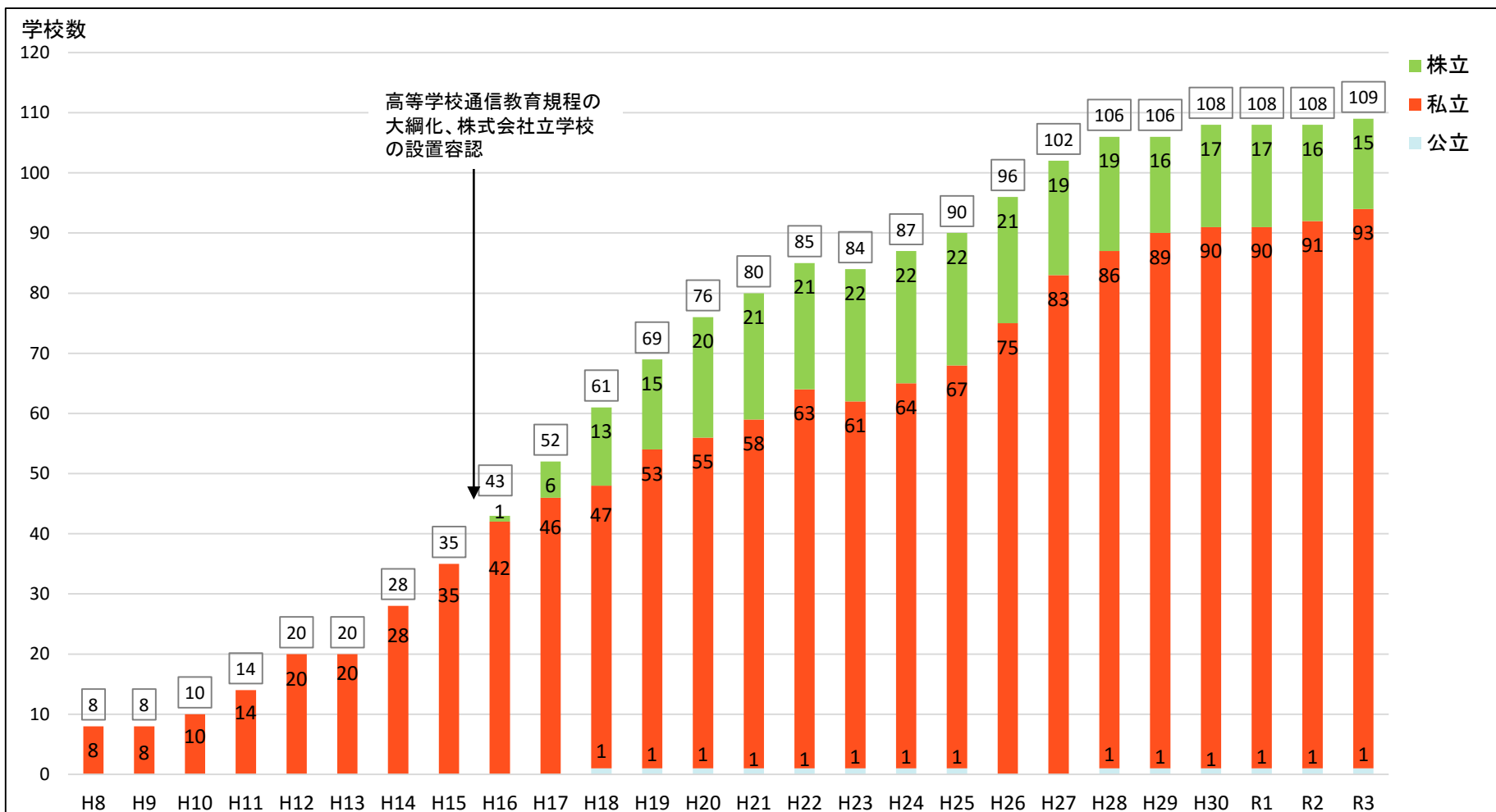


通信制高校に在籍する生徒の実態等

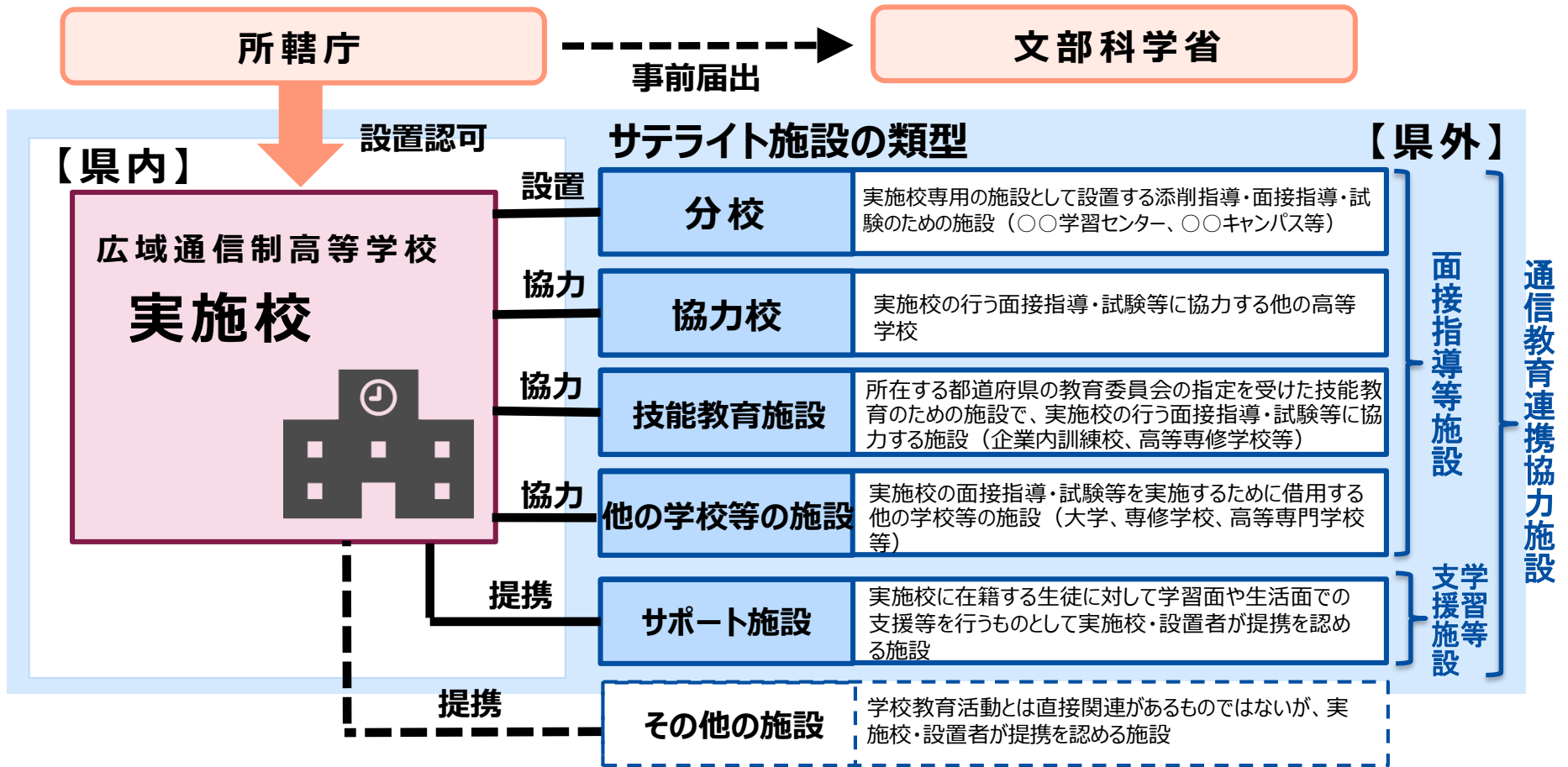
	狭域通信制	広域通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

(参考) 広域通信制高校の学校数の推移

- 広域通信制高校の学校数については、平成10年以降、急激に増加。平成10年からの10年間で66校増加し、平成20年からの10年間で32校増加している。
- 令和2年度においては、広域通信制高校のうち、収容定員が1万人以上の学校が6校、5千人以上1万人未満の学校が8校、1千人以上5千人未満の学校が44校、1千人未満の学校が51校となっている。



(参考) 広域通信制高等学校のサテライト施設の類型と不適切な事案の例



【違法・不適切な学校運営や教育活動等の事案】

- ・ 学習指導要領で定める面接指導が未実施であった事例、面接指導の回数が不足していた事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者や、当該学校の教員以外の者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設において、面接指導が実施されていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が大幅に超過していた事案

(参考) 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について (通信制課程部分抜粋)

- 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申) (令和3年1月26日 中央教育審議会) 及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ(審議まとめ)」(令和2年11月13日 同ワーキンググループ) 等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を実施(令和3年3月)。

高等学校通信教育の質保証【高等学校通信教育規程等の一部改正、ガイドライン・通知事項】

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。